

# 水質汚濁防止法の一部が改正されました！

近年、全国的に公共用水域における水質事故が増えており、また一部の企業による排出基準超過やデータ改ざんなどの不適正事案の発生が相次いだため、水質汚濁防止法の一部が改正され、平成 22 年 5 月 10 日に公布されました。主な内容は次のとおりです。

NEW

## 事業者の排出水の測定結果の未記録等に関する罰則の創設

排出水の汚染状態等の測定結果の記録について、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対して、罰則(30万以下の罰金)が設けられました。(法第33条第3項)

## 事故時の措置の対象の追加

### ※事故時の措置とは

→汚染防止の応急処置を実施し、事故の状況と講じた措置の概要の届出義務。

人為的事故以外に、天災や不可抗力な事故も対象になります。(法第14条の2)

	●特定事業場	公共用水域へ流出し、生活環境に影響がある場合	地下浸透
	有害物質	○	○
新設	生活環境項目 (pH、BODなど)	○	—
	●貯油事業場 <sup>※</sup>	公共用水域へ排出	地下浸透
	油	○	○
	●指定事業場	公共用水域へ排出	地下浸透
新設	指定物質 ホルムアルデヒド等52物質	○	○

※ 貯油事業場 … 特定事業場かどうか関係なく、貯油施設等を持つ事業場

NEW

## 事業者の責務の規定

全ての事業者は、排出状況の把握と、汚濁負荷低減にむけての措置を講ずること

公共用水域等へ排水する全ての事業者は、排出先の状況の把握と、排水汚濁の負荷を低減する施設の整備や適切な維持管理をする責務が規定されました。(法第14条の4)



# 水質汚濁防止法に係る特定事業者の皆さんへ

ご存じですか？

## 排出水の水質測定・記録が義務づけられています

### 測定が必要な項目

※ 排水量や業種によって測定項目が異なります。

#### ①(生活環境項目)

●測定対象：1日の排水量が50m<sup>3</sup>(50トン)以上の事業場

※ ただし、上乗せ排水規制区域は50m<sup>3</sup>/日未満の排水量でも業種により測定が必要です。

測定項目	主な業種	備考
pH(水素イオン濃度)	}	水の汚れを示すものです。
BOD(またはCOD)		
SS(浮遊物質)		
大腸菌群数		
窒素、りん	}	事業形態に応じて測定してください。
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱物・動植物油類)		

#### ②(健康項目)

●測定対象：有害物質の取り扱いのある、全ての特定事業場。

※ 有害物質の取り扱いがなければ測定は不要です。

### 測定回数

※ 年1回以上測定しましょう！  
定期的に測定し、排水状況を把握できる回数を測定しましょう。

●排出水の水質の測定は計量証明事業所へ委託しましょう。

事業者リストは、沖縄県計量検定所ホームページ <http://www.pref.okinawa.jp/hakaru/> まで。

●排出水の測定の記録は、3年間保存しなければなりません。(施行規則第9条第3項)

●排出水の未記録、未保存の場合、罰則(30万円以下の罰金)の対象となります。(法第33条第3項)

### < 問い合わせ先 >

沖縄県環境保全課	〒900-8570	那覇市泉崎1-2-2	Tel: 098-866-2236
北部福祉保健所(生活環境班)	〒905-0017	名護市大中2-13-1	Tel: 0980-52-2636
中部福祉保健所(環境保全班)	〒904-2155	沖縄市美原1-6-28	Tel: 098-938-9787
中央保健所(環境保全班)	〒902-0076	那覇市与儀1-3-21	Tel: 098-836-1340
南部福祉保健所(生活環境班)	〒901-1104	南風原町字宮平212	Tel: 098-889-6799
宮古福祉保健所(生活環境班)	〒906-0007	宮古島市平良字東仲宗根476	Tel: 0980-72-3501
八重山福祉保健所(生活環境班)	〒907-0002	石垣市字真栄里438	Tel: 0980-82-3243